

2021年2月26日

經濟部智慧財產局 御中

一般社団法人 電子情報技術産業協会
法務・知的財産運営委員会

台湾「専利法一部条文改正草案」に関する意見

該当箇所	意見	理由
第 34 条	<p>第 2 項の分割の時期的要件において、改正により分割出可能な時期が大幅に削減され、出願人に付与されていた権利を制限することになっていることから、拒絶査定書の到達日以降において分割出願を行うことができる期間として以下の期間 3) の追加を要望する。</p> <p>「3) 原出願の拒絶査定書の到達日から起算して 2 ヶ月以内」 (2 ヶ月は拒絶査定書の送達から複審を申請できる期間に相当)</p>	<p>再審査制度が複審制度に変更され合議体により審理することについて賛同するものの、出願人にとって分割出願する機会が大幅に制限されたことについては再考を要望する。</p> <p>特に、拒絶査定書の到達日以降であっても、限定的な期間において分割出願の機会を設定することを要望する。</p>
第 73 条	<p>無効審判請求の声明において、証拠となる外国語の資料の場合は、中国語翻訳又は一部翻訳を添付しなければならないと規定されているが、「一部翻訳」として証拠となる外国語の資料におけるどの部分について翻訳するか明記することを要望する。</p> <p>例えば、「一部翻訳」について「発行日を示す部分、証拠を示す部分」などを翻訳することを規定する、あるいはガイドラインによりどこを翻訳するかを説明する、など、翻訳箇所を明確にすることを要望する。</p>	<p>無効審判請求の声明において、証拠となる外国語の資料の場合、中国語翻訳又は一部翻訳を添付しなければならないと規定されているが、特に「一部翻訳」について、どの部分について翻訳すればよいか不明確である。</p>
第 122 条	<p>公開の事実が生じた日以降に意匠出願をした場合において、当該事実が第 1 項各号又は意匠登録を受けることができない事情に該当する期間が、6 ヶ月から 12 ヶ月に変更されたことに対して賛同する。</p>	<p>日本・米国・欧州などの主要国においても、公開の事実が生じた後のグレースピリオド期間は 12 ヶ月であることから、本条項の改正についてハーモナイズの観点から賛同する。</p>

(以上)